



こぶしの木 第1号

本物の民主主義をくにたちに実現しよう

1999年7月31日発行 [連絡先] 国立市東2-27-24 D-301 tel/fax:042-574-2646

一人会派をつくりました
会派名は「こぶしの木」です

このこぶしの木は、谷保にある知的障害者施設「滝乃川学園」の隅に立っている大きな大きな古木です。下には湧き水があふれ、美しい小川が流れています。近年、ホテルもとびかうようになりまし。この豊かな自然が今、大きな都道建設のために失われようとしています。自然といのちの象徴としての「こぶしの木」を、議会のなかで守り、育てていきたいと思ひます。



私の決意

生きる権利を市民の手で
守り続けていくために

上村 和子

つじつじてマイクで話をする。井上スズさんから、建物のなかにいる特定の人をイメージして、その人に語りかけるつもりで話さないとおアドバイスを受けた。平日の午前中に家のなかにどんな人があるのだろうか。具合が悪くて休んでいらつしやるお年より、小

さい赤ちゃんのいる人……、そういう人に話しかけようとお決めた。そういう語りを七日間、百ヶ所以上で続けた。最終日、私は自分の言いたいことが一つにスーッとまとまったことに気がついた。私が一番言いたかったことは、「いのちが一番大事であるということ。いのちに重い軽いはないのだということ。いのちのなかには自然も含まれるのだということ」

臨時市議会開催

いよいよ議員活動の開始です

五月一日から新議員としての活動が始まりました。市長も変わりますが、議員の顔ぶれも変わったわけですが、何より私にとっては初めての議会活動。日々、「知らなかつたこと」の連続です。予算書や決算書にしても、見ただけ、聞いただけではよくわからず、さらに丁寧な説明を受けてもやはりわから

ないものもあります。法令・例規・先例なども理解するのにやっかいです。今まで自分が生きてきた暮らしとは、かなりギャップのある世界だと思ひました。しかし、これらの数字・規則のなかに確実に私たちの生活にかかわるさまざまな問題の源があるのです。私が知らなかつたことは、

多分、多くの市民の皆さんも知らないことと思ひます。自分の目で見ること、知ったことを、できるだけわかりやすく伝える力を身につけなければと思ひます。あつという間の正副議長等の選挙・選任

五月一八日、市議会臨時時会在開かれ、議長・副議長の選挙、各常任委員会委員の選任などがあり、あつという間に決まりました。議長選挙では、一四対一〇で関文夫議員(自由民主党)が選ばれ、副議長は、やはり一四対一〇で斎藤安由議員(公明党)でした。ちなみに私は、議長には小沢靖子議員(日本共産党)、副議長には池田智恵子議員(つむぎの会)に投票しました。

常任委員会は福祉保険委員会に入りました

常任委員会委員の選任では、私は福祉保険委員会に入りました。福祉保険委員会の所管は、福祉部および市民部(保険年金課)の所管に関する事項です。また、諮問機関等委員では、国立市土地開発公社評議員と国立市療育事故調査委員会に所属することになりました。

六月議会

教育行政のあり方を 質しました

「代表質問」

六月七日から六月二十四日まで定例議会が開かれました。初日七日の本会議で上原市長の施政方針表明があり、それを受けての各派代表質問が九日にありました。私の持ち時間は一〇分。次のような質問をしました。

今の日本は大変危ない方向に進んでいると思う。戦前に戻るような、国民主権を脅かすような法律の制定が次々と強行され、また強行されようとしている。

このような時代の分岐点に当たる先の統一地方選挙では、市民自治・市民参加・情報公開を公約に掲げた上原公子市長を市民は選択した。これは、こういう時代だからこそ、自分たちの住むくにたちの町づくりは自分たちで決めて乗り越えていきたいという、文教地区闘争以来、長い間培われてきた市民の強い自治意識の表れであると思う。

市民の選択の確かさを私は評価し、さらに次の三点について具体的に質問したい。

前佐伯市長のときに、一万二千名もの署名を添えて出された保育料の値上げ反対陳情は、市長と会って保育行政を問いたいという中味が含まれていたが、前市長はついに市民と会おうとかなかった。上原市長は、市長と会ってじかに市長の姿勢を問いたいというこのような市民の声にはどのように対応するのか。市長として教育の自治をどのように考えているか。

平和施策について、憲法九条について見解を問う。私は、暴力・武力によって平和を求めるといふ考え方は誤りだと思いが、市長はこの点をどのように考え、また、平和を守るためになすべきことは何と考えているか。これに対する上原市長の答弁は、それぞれ次のようなものではないか。地方自治の主役は市民である。

あらゆる機会を通じて市民一人一人の意見を聞き、知恵と経験を借りるつもりである。そのときには職員も同席して、市民との意思疎通をはかりたい。必要があれば、陳情者とのワーキンググループをつくって、問題解決をはかることも心がけたい。

国立の歴史、教育の自治の歴史に学びたい。教育現場や教師の自主性が保障されるよう、教育の自治権確立のために努力する。具体的には、教育委員会の活性化、市民との懇談会など、地域に根ざした学校教育を市民参加で進めていきたい。

環境破壊と人権侵害の最たるものが戦争。武力によって紛争が解決されることは決してない。憲法集会を国立のなかでも日常的に行なうような状況にしながら、市民の皆さんと平和について考えていきたい。

「一般質問」

六月一〇日は私の一般質問の日でした。一般質問の持ち時間は一人一時間です。

私は、今回は教育問題に絞って、とりわけ最近の市教育委員会の活動・考え方を中心に、以下の五点につき質問しました。

一般質問 その
子どもの権利条約」を国立市のなかで、具体的にどのように実践してきたか。また、今後どのようにしていくのか。

子どもの権利条約を実践するということは、マイノリティ、少数者の問題であり、クラスのみならず、ひとりぼっちの子どもの権利を具体的に保障していく、そのことが一番大事であるという視点に立っての質問です。

この質問に対する教育委員会の答弁は、「本条約の趣旨を尊重し、学校教育の目標および指導方針における人権尊重教育の推進を、六項目にわたる指導の重点の冒頭に移動させるなどして、市内小中学校と連携して推進してきている」というものでした。

一般質問 その

障害のある子どもない子ども一緒に交流できる地域活動をどのようにつくって定着させていくのか。

一人一人の子どもの個性が尊重されて、違いが決して差別につながるような教育条件を整備していくことが、教育委員会の使命であると私は考えています。そうした見地からの質問です。

教育委員会の答弁は、「市民グループの活動などはすばらしいも

のであり、支援していきたい」という抽象的なもので、答弁になっていませんでした。

私は、「二〇〇二年に学校は全週五日制となります。その時にそれまでの地域活動がブツンと切れてしまうようなことが起こると『育つ場』がなくなってしまうと思います。障害のある子どもない子ども共に楽しむ市民の場があることは重要です。市民のなかに障害のある人を自然にサポートする感覚を意識的に作っていかねければ、どんな人でも暮らしやすい町にはならないでしょう」と、教委の取組みについて意見を述べました。

一般質問 その

P連から引き続き要望の出ている日光移動教室について、どのように対応するのか。

一九九八年度、国立市教育委員会が「日光移動教室」への同行医師の派遣をとりやめたことから、「医師の同行がないなら参加を勧められない」という主治医の見解によって日光移動教室への参加を取りやめた子どもがいました。この事実を重く受け止めたP連は、二度とこのようなことがないように、だれもが平等に参加できる条件を整えることは大切な教育行政の役割である、として医師派遣を

復活する要請を教育委員会に提出していただきました。しかし、教育委員会は、議会での陳情不採択を理由に九九年度も医師派遣のための予算をつけていません。

私は、医師派遣を取り止めたことからは、この段階では前向きな答弁はありませんでした（しかし、後日、山本議員の質問を受けて、来年度に向けて、医師派遣を前向きに検討していくとの回答が出しました）。

私は、医師派遣の取り止めに關して、そのことを一番初めに知らされねばならなかった現場の子どもたち・保護者・教師が一番最後まで知らされなかったこと、この点につき民主的プロセスをふまなかった教育委員会が、一年経っても、再三の要望・議会での指摘にもかかわらず、ことの重大さに気づかないでいることに強い憤りを覚えました。

一般質問 その

一九九八年度国立市立小・中学校卒業式および一九九九年同入学式における教育委員会の対応について。

国立市立小・中学校の九九年三月の卒業式および四月の入学式に、

国立市教育委員会は、当日早朝から（早いところは朝五時三〇分）から）状況把握ということ、すべての小・中学校に管理職を派遣しました。教育委員会の全管理職・学校指導主事が動員されています。国立市教育委員会始まって以来の前代未聞のことです。

このことによつて、各学校で多くの混乱が生じました。私はこの事実は、これまでの国立市の教育の歴史に泥を塗るものであり、教育の根底にかかわるものであるとの思いから、以下の三点を質問しました。

なぜ派遣したのか、その理由と経過を説明してほしい。

派遣した管理職名と、派遣した学校名・派遣時間、卒業式・入学式とそれぞれについて具体的に回答してほしい。

目的は状況把握ということだが、どのような結果が報告されたのか。

これに関する教育委員会の答弁は次のようなものでした（は省略）。

に關しての答弁

教育委員会と学校との關係については、地方自治法一八〇条の八「教育委員会の職務」という規定および地方教育行政の組織および運営に關する法律二三条第五項

今年四月の統一地方選挙に上村和子さんを推薦し、雨の多かった七日間、一生懸命に選挙運動をやりました。上村和子さんは、十年余にわたり、PTA活動や地域での障害をもつお子さん達との交流活動から学び取った体験を生かし、公約の主題を「本物の民主主義をくにたちに実現しよう」と、市民有権者に訴えました。おかげさまで一六六七票というたくさんの御支持を得て一位で当選しました。

ほんものの市民参加と情報公開を！

井上スズ（上村和子と歩む会代表）

小・中学校の卒業式・入学式に、教委の管理職を派遣した実態に ついての項がありました。各校毎の派遣管理職員の職務名を質問したことについて問題があるのではないかと、議長に相談があったということです。この事について議長は、六月一四日の会派代表者会議のその他の議題にとり上げたといいます。私はこれを伝え聞いて、公務員の公務にプライバシーの適用はない、一般質問は議員固有の

案件が追加議案として提出される予定でしたが、会期末ぎりぎりに、上原市長は提出を見合わせました。国立市議会は人事案件について、慣例として質疑討論は行なっていません。市長が提案前に、各会派に該当者について説明します。上原市長も、従前通りの手続きをふんだものと思います。上村議員は当然のこととして、支持者に三役人事名を明らかにして意見を求めました。案のなかに市民としては納得できないという

上村和子議員にとつて初の定例議会の一般質問は六月一〇日でした。質問の通告は、大きく「教育委員会の独自性を問う」というもので、具体的に五項目について質問されました。質問の内容は、敗戦後、教育委員会が制度化されて以来の国立の教育の歴史から掘り起こし、教育の自治・子供の権利の視点で問題を取り上げ、多勢の傍聴者の見守るなか、しっかりと一時間にわたり質問されました。

初めてとは思えないほど、きちんとした一般質問でした（思わずみんなで拍手しました）。ところで上村議員の質問のなかに、教育委員会が今年の市立

権利で、いたずらに他は介入してはいけない、という原則を議会全体で確認する必要があるのではないかと、裏での事実経過を確かめるために、六月二五日、議長に公開質問状を提出しました。本人の発言できない場取り上げる非民主性を、私は問うていくつもりです。

行政執行の自治体の長と、行政をチエックする審議機関の議員は、個々に直接有権者から選ばれ同格・対等です。市長のやりたい案に市民が賛成できない場合、議員はどうするか。上村議員は早くも、厳しい試練に遭遇したわけです。

情報公開と市民参加でまちを変えようと期待した市民にどう応えていくか、真実を見誤ることなく上村議員をみなさんと支えていきたいと思ひます。

「教育委員会の職務権限」という規定がある。

(イ)そのなかで、小・中学校が編成する教育課程に関しての管理・執行の権限と責任を有している。

(ロ)学習指導要領によって編成・実施される卒業式・入学式が、適正に実施されているかどうか、指導・助言する責任がある。

(ハ)一九九九年一月二日付「卒業式および入学式における国旗・国歌の取り扱いについて」という通知文を各小・中学校長に通知している。

(ニ)混乱が起きないように派遣を願いたいという校長会の申し合わせを受けた。

(ホ)学習指導要領にのっとった卒業式・入学式が適正に実施されているかどうか状況を把握するために、教育委員会事務局職員を各学校に派遣した。

三校の学校の校長から、国旗の掲揚があったとの報告があった。

私の意見

国立市も東京都も、基本方針の第一に、日本国憲法・教育基本法・子どもの権利条約に基づき、人権尊重の教育をあげています。また、国立市議会のなかで、子どもの権利条約の批准の促進を求める

意見書が出されています。このなかには、「新学習指導要領による差別・選別・管理教育が強められようとしている」という一文があります。つまり、子どもの権利条約の尊重と学習指導要領の本質はまったく違った方向性であるということが、国立市議会のなかでも指摘されているのです。

国立市教育委員会は、今行なわれている国立の卒業式・入学式は、まさに、子どもの権利条約の精神に基づき、子どもたち一人一人を主役にしたすばらしい自立の一步の式であることを認めるとともに、市議会のなかで採択されて今も生きている意見書の通り、「学校行事は、学校の主体的判断にまかせ、尊重する」を守り続けてほしいと思います。

一般質問 その

教育委員会の全言記録について
教育委員会のきちんとした会議録(全言記録)を出してほしいと

いうこの質問は、井上スズさんが八年ほど前から、ずっと言い続けてきた提案です。教育委員会も検討の必要ありとしながらも、結局は、今の要約記録で不都合はないと申したて、いまだに実現していないものです。

教育委員会における審議は、国

立市の教育をどのような方向にしていくかを決定する、とても大切なものです。そのきちんとした記録は、情報開示請求なしでも、日常市民が見たいときに、正確な記録として全言記録と資料も添付されたものが、図書館や公民館などでいつでも見ることができ、ガラス張りしていくことが必要です。市長も変わり、市民参加・情報公開を方針としています。ぜひ全言記録に切り替えるとともに、

そのようなシステムづくりにするべきであるというのが、私の質問内容です。
これに対する教委(次長)の答弁は、このことについては、教育委員の皆さんと具体的に話し合つて、次年度の予算に向けて検討します、というものでした。

介護保険認定
審査会条例

介護保険制度が来年四月からスタートします。その対象者を認定するための「国立市介護認定審査会」の委員の定数を二〇人以上とする条例案が提出され、可決されました。

私は、「認定審査委員会は最終段階の審査に当たる重要なものであり、その委員を選ぶに当たって

は、それにふさわしい人を選ぶよう慎重にやってほしい」と注文をつけて賛成しました。

陳情

中ふれあい公園 内にゲートボール場および公衆便所を設置しようとする市の計画に反対する陳情が提出されました。

私は、「市が住民に対して説明会を開くなどの対応をしてこなかったところに問題があり、九四七名という地域住民の声は大事にしなければならぬ。市は住民の声を聞き話し合ふべきである」と、趣旨採択の立場で意見を述べました。陳情は多数決で継続となりました。

【六月議会傍聴記】

初めて市議会の傍聴に行きました。噂には聞いていたけどすごいヤジ!特に元気いっぱい凸議員、彼の勇姿は、ぜひとも彼の支持者の方々に見ていただきたいものです。とりわけ、日光移動教室の医師に絡んでの「差別じゃない、区別だ」には、不規則発言大賞をさし上げた位でした。さて、肝心の上村さんですが、ヤジられても、いやむしるヤジられるほどにテンションが上がっていく

上村和子・議会報告会

- ・ 8月8日(日)午後1時半から4時
- ・ くにたち福祉会館(中会議室)
- ・ 市政の現状をご報告するかたわら、皆様のご意見をおうかがいしたいと思います。ぜひお越し下さい。



あの姿を見て、「この人を市議会へ送り出したのは間違いではなかった」と確信しました。それにしても、議員さんは、ヤジ、居眠り、勝手に席をはずすなど何でもアリといった感じなのに、傍聴人は拍手した位で怒られるなんて……。凹議員には「品のない傍聴席だ」と言われるし。「あなたに言われたくない」と思いました。ヤジは良くないというので黙っていました。ともあれ、とても実りの多い一日でした。またぜひ行かねば!

by大王